

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成21年1月1日とされ、同日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月1日から同年2月1日まで

私は、B事業所に平成20年12月31日まで勤務し、21年1月1日から同じグループ事業所のA事業所に異動となり勤務したが、「ねんきん定期便」によると、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年2月1日となっていることを知った。

平成21年1月1日からA事業所に勤務したのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成21年1月1日とされていることが確認できるが、同日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、A事業所が提出した履歴台帳、辞

令及び平成 21 年 2 月の賃金明細表により、申立人は、B 事業所を 20 年 12 月 31 日に退職し、21 年 1 月 1 日から同事業所の関連事業所である A 事業所で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所に係る平成 21 年 2 月のオンライン記録及び賃金明細票において確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A 事業所は、「申立人からの指摘により、被保険者記録（資格取得日）の誤りが判明して、厚生年金保険被保険者資格事項訂正届を平成 23 年 8 月 9 日に年金事務所に提出した。」と供述しており、厚生年金保険被保険者資格取得届から、事業主が申立人の資格取得日を当初平成 21 年 2 月 1 日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎厚生年金 事案 906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和59年4月4日付けでA事業所に入社後、平成元年4月30日まで同社に勤務し、同年5月1日から現在まではB事業所に勤務している。しかしながら、年金事務所の記録では、A事業所の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月29日となっている。

平成元年5月に受け取った給与明細書では、同年4月分の厚生年金保険料が控除されているので、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、厚生年金保険料は翌月控除であった旨回答しているところ、同社から提出された平成元年5月の給与台帳及び申立人から提出された同年5月の給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成元年3月のオンライン記録並びに上記給与台帳及び給与明細書で確認でき

る厚生年金保険料の控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は、「平成元年4月29日」として届け出られていることが確認できる上、申立事業所は、「申立人の厚生年金保険料を控除しているが、誤って資格喪失日を平成元年4月29日として届け出た。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和58年2月8日付けでA事業所に入社後、平成元年4月30日まで同社に勤務し、同年5月1日から現在まではB事業所に勤務している。しかしながら、年金事務所の記録では、A事業所の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月29日となっている。

平成元年5月に受け取った給与明細書では、同年4月分の厚生年金保険料は控除されていた記憶があるので、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所提出の人事記録及び平成元年5月の給与台帳における雇用保険料の控除の記録等から、申立人は、申立期間にA事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所は、厚生年金保険料は翌月控除であった旨回答しているところ、同社から提出された平成元年5月の給与台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における

平成元年3月のオンライン記録及び給与台帳で確認できる厚生年金保険料の控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は、「平成元年4月29日」として届け出られていることが確認できる上、申立事業所は、「申立人の厚生年金保険料を控除しているが、誤って資格喪失日を平成元年4月29日として届け出た。」と認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年4月まで

申立期間当時、私は、A市に居住しており同じ公営住宅に住んでいた友人と話し合って国民年金に任意加入し、当時の自治公民館長に毎月300円程度の国民年金保険料を手渡しで納付していた。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号が払い出されている被保険者の加入状況から、申立期間後の昭和47年5月に国民年金の加入手続をしたものと考えられるところ、申立期間において、申立人の夫は共済組合の組合員であり、申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、制度上、加入手続時点から遡って被保険者資格を取得することができず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「自治公民館長を通じて国民年金に加入したので、自分で国民年金の加入手続をしていない。また、申立期間当時は、国民年金手帳を持っていなかった。毎月、自治公民館長に保険料を渡していたが、領収証などはもらっていない。」と供述しているが、A市は、「昭和45年頃までの保険料は国民年金手帳による印紙検認方式により収納し、46年頃から納付書により保険料を収納するようになったが、申立人の加入手続は確認できず、加入手続が行われていない者に納付書を交付したり、保険料を納付させたりするとは考え

られない。」と説明している。

さらに、申立人と同じ公営住宅に居住し、申立人と同時期に国民年金に加入したとする友人についても、申立人が主張する加入時期において国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 20 日から 36 年 3 月 21 日まで
年金事務所の記録では、私が、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和36年6月16日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、支給決定日の約1か月前に、厚生省(当時)が脱退手当金の給付裁定のために当該脱退手当金の裁定庁へ回答した日付(昭和36年5月8日)が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、かつ、当該事業所を退職時に脱退手当金の受給資格要件を満たしている女性47人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、40人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む34人が資格喪失後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられるほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は

見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。